

東京都理学療法士協会実施の選挙運動について

公益社団法人 東京都理学療法士協会
選挙管理委員会

本書は、選挙運動に関する注意事項を記載する。
特にインターネット（メールやウェブサイト等）を利用する際には、選挙違反に該当しないよう注意が必要となる。

【選挙運動について（選挙実施要綱 抜粋）】

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。
選挙違反の適用は公職選挙法を参考とする。

【インターネットを利用した選挙運動の注意事項】

実施要綱記載の選挙運動について、インターネットを利用した場合の違反の具体例を記載する。下記以外の事項については、選挙管理委員会にて協議し、選挙管理委員長が違反と判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補・当選取り消しを行うものとする。また、SNSの利用に関しては、選挙の周知を目的として立候補者の発言に対しリツイートやシェアを行う事については問題ないが、有権者による応援行為を制限する為、**引用リツイートやコメント付きのシェア機能の利用を禁止とする。**

インターネットを利用した選挙運動の概要	立候補者 (会員)	都道府県理学療法士会	有権者 (会員)
ウェブサイト・ブログ・ モバイルサイト	○	○	○
SNS	○	○	○
電子メール	×	×	×

参考資料

【総務省ホームページ】

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

【総務省ホームページ：インターネット選挙運動に関するチラシ】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000427851.pdf

【総務省ホームページ：インターネット選挙運動ガイドライン】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf

以上